

美里町行政改革推進委員会  
平成25年度第2回会議録

平成25年7月24日(水)

美 里 町

美里町行政改革推進委員会 平成25年度第2回会議録

---

開催日時 平成25年7月24日(水)午後1時28分～午後3時40分

開催場所 美里町役場本庁舎3階 会議室

---

出席委員(8人)

荒川繁委員、小田嶋稔委員、忽那香菜子委員、佐々木敬子委員、清水五郎委員、  
千葉敬記委員、松田攻治委員、松本啓委員

欠席委員(0人)

---

事務局(3人) 佐々木守(総務課長)、高橋章一(課長補佐)、小野英樹(係長)

---

会議傍聴者 2人

---

次第

1. 開会(13:28)
2. 報告  
平成25年度第1回行政改革推進委員会会議録について
3. 議事
  - (1) 平成25年度行政改革の取組について  
(財政運営の健全化に関する取組項目の目標及び取組)
  - (2) 次回の会議開催について
  - (3) その他
4. 閉会(15:40)

資料名

- ・資料1 平成25年度実施計画一覧表

## (開会)

**松本議長**：定刻2分前ですが、早めに始めていただいて構わないと事務局から報告がありましたので、平成25年度第2回行政改革推進委員会を開催したいと思います。よろしくお願いたします。前回、私事で皆様には、御心配及び御迷惑をおかけしまして、申し訳ございませんでした。

**事務局(小野)**：第1回の会議録について委員皆さんから事前に修正等の申出がなかったことから、お配りしている会議録に署名をいただき会議録として公表したいと考えております。

**松本議長**：わかりました。それでは、議事に入る前に、前回提示しております実施計画書の書式の見直しについて、事務局から説明をさせていただきたいと申出がありましたので、事務局、お願いします。

**事務局(小野)**：今日は、行革大綱の大きな取組項目である2番、3番の実施計画について議論いただくこととしております。前回、書式について御承認いただいておりますが、実施計画書の書式について補足説明をさせていただきます。第2次行革大綱について、現在の委員会でこれまでの取組の総括を踏まえ、実施計画を推進していくためには、どのように議論を進めたら良いのか、何に取り組もうとしているのか、どのように町民に可視化していくのかについてなど御意見をいただきました。そういった中で、委員会の中で委員皆さんから出された意見、会長さんをはじめ、委員皆さんに個別に事務局から御相談させていただいた内容を踏まえ、目的と目標を明確にし、取組の管理を徹底すること、年度ごとのPDCAサイクルの視点が欠落していることから年度ごとに項目を可視化すること、行革の計画期間である平成28年度までPDCAサイクルが回るように、平成28年度までの取組(案)を記載すること、年度ごとにPDCAの項目を記載し、計画期間中の取組の徹底を図りたいと考えたものです。また、行革委員会のコメント欄を設け、委員の意見を記載し、可視化することで、速やかに改善できるものは改善する。長期的視点で検討していくものでも、コメント欄に残るので、言われっぱなしにならないようにする。取組項目については、原則、目標管理をする上で数値化を前提とし、数値化できないものについては、委員会においても進捗管理について多くの意見をいただいております。数値化できない項目については、いつまでに、そして、どのように取り組むのか、今後、スケジュール管理等で明らかにしていきたいと考えております。委員会での意見及び事務局の考えを実施計画一覧に網羅し、この書式をベースとして、今後、行革の成果を管理し、成果管理から次の行革に結びつけたいと考えております。

**松本議長**：議事のその他については、通常、前回の議事に関して質問等ができなかった場合や補足する部分だと思うので、最初に行いたいと思います。前回の議事に関して質問等がある方は、この場で話していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

**松本議長**：事務局の方で何か聞いていることはありますか。

**事務局(小野)**：松田委員さんから事前に確認を求められたところがあります。

**松田委員**：今は、7月ですから、今年も3分の1が過ぎています。私たちには知識がないためいろいろな方法で事前に情報を得る必要があります。やはり、後で気付いたことを次の会議の議事に入る前に5分ほど質問して確認を取ると良いのではないのでしょうか。質

問に対して事務局ですぐに答えるのは難しいでしょうから、質問事項がある場合は、事前に質問し、会議の議事の前に5分程度時間を取ると良いのではないかと思います。また、確認ですが、実施計画一覧表のコメント欄については、前回の会議で出されたコメントについて記載するのですか。

**事務局（小野）：**その会議の中で出されたコメントを記載します。もちろん、その後、総括等をする際に修正することもあると考えます。

**松田委員：**この内容は何回も変わっていくということですね。

**松本議長：**現在の段階では、委員会として精査されたものではないということですね。

**事務局（小野）：**おっしゃるとおりです。

**松田委員：**この資料が出てくるのに、行革推進会議とか、役所の幹部会から出てきているものなのか確認したいのですが。

**松本議長：**メンバーの構成、外部からの意見も入ってくるか。情報の入手経路や人選など、肝となる重要な部分ですね。どのようになっていますか。

**事務局（小野）：**現状の内部体制については、総務課から各課に照会し、必要に応じてヒアリングを実施し、とりまとめた上で、町としてこのような形で良いという書類の決裁を得て作成しています。単なる照会回答ではなく、お互い議論し、内部精査は行っていますが、プロジェクトチームあるいは本部会議といった組織を別に設けている訳ではありません。

**松本議長：**それでは、議事の1番、平成25年度行政改革、財政運営に関する健全化についてですね。これは、行革のヒト、モノ、カネの部分の核心の部分であり重要な取組の一つと考えます。取組について事務局から説明してもらいたいと思います。

**事務局（小野）：**実施計画一覧表の項目に沿って、まず、財政の健全化に関する8番から18番を御説明申し上げます。

8番の中期収支見込・財政健全化計画の策定及び公表の取組について、これまで、財政健全化計画については、平成19年度に作成し、財政の推計、それに対する決算管理を行ってきました。現在の財政健全化は、平成25年度から平成27年度の3年間について策定し、行政改革としての取組の有無に関わらず、広報紙及び町のホームページで公表しております。財政の健全化については、夕張市の破綻や土地公社等の問題が生じた際に、地方公共団体の財政の健全化について法律が新たに制定され、これまでの財政指標に変え、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標が設けられました。これらの指標については、監査を受け、議会への報告が義務付けられております。その財政指標の一つである実質公債費比率を15%以下にすることを目標としております。この実質公債費比率は、早期健全化基準となる25%に達した場合、起債の発行、借金が制限されます。比率であるため目に見えない部分も多いですが、美里町は、平成23年度で15.2%、平成24年度14.8%となっており、平成24年度は、総合計画で掲げる目標15%以下の目標を達成しております。

9番の総合計画の進捗管理の徹底について、総合計画は町のすべての政策体系を表しているものです。市町村合併後に総合計画を策定し、平成24年度に後期計画として見直し、公表もしております。その中で、施策の達成管理について数値目標を取り入れる見直しを

行いました。また、これまで予算中心であった視点を、政策視点に切り替えるために政策協議体制を確立することを目標に、今年度は、サマーレビューを実施し、施策の推進管理及び取組のブラッシュアップ、秋にはオースタムレビューを実施し、新年度の予算編成に向けた政策協議を取り入れたいと考えております。平成26年度以降は、スプリングレビューと題し、施策をどのように進捗管理をしていくか、各課でスタートダッシュができるように取組の管理及び支援する協議体制を構築したいと考えております。

10番の人件費の見直し・公表については、人件費は、人事院勧告に基づいて行っております。第1次行革大綱の期間中には、その他に独自に手当の見直し、賞与の役職加算分の見直しを行ってきました。これら人件費及び職員数については、毎年、総務省で定められた様式があり、町のホームページに掲載しております。

11番の補助金の抜本の見直しについては、これまで法令外負担金審査会を立ち上げ見直しを行ってきました。第1次行革大綱期間中は、一律0.9掛けの削減を行った時期もありましたが、そのような形ではなく基準を設け、補助金交付の透明性を確保し、交付していくことが大切であり交付基準を策定しております。今後、交付基準の必要な見直しを行いながら、平成25年以降も審査会を継続してまいります。

12番の公共施設の統廃合については、まず、財産台帳の整理に努め、施設の管理計画を作成してまいります。教育施設については、子どもたちにとってよりよい学校教育のあり方を審議する学校教育環境審議会を設置しており、その方針に基づき、今後、教育委員会で教育施設の整備計画を策定してまいります。

13番の税金等収納率改善システムの確立については、これまでコンビニ納付、徴収対策課の設置、滞納繰越分の徴収率改善、また、私債権の整理に力を入れてきました。今年度以降は、現年度分の徴収率向上に向け、徴収率98%未満の科目数を減らすことを目標としました。平成23年度は15件の科目が徴収率98%を未達成です。現年度分の徴収率が下がると滞納繰越額が膨らむことから、徴収対策課で各課に債権管理の研修を積極的に行い、徴収率を上げる取組をしています。また、金銭教育を行います。小・中学校の児童・生徒にお金の使い方、大切さを教える取組であり、教育委員会、税務課、税務署等の協力の下、進めてまいります。

14番の施設の使用料・受益者負担金の見直しについて、施設の管理計画の見直しは、施設ごとの収支調査を実施し、料金の改定が必要か検討してまいります。

15番の分譲団地の販売促進強化については、「グリーントウンなんごう」は町で直接、「ゆとりーと小牛田」は住宅供給公社で販売しています。人口推計の中で人口減少抑制策として位置付けています。取組としては、住宅取得支援金を交付しています。東日本大震災の影響もあり転入者が増加し、平成24年度について25,000人の基準人口に対して25,199人という結果になり、100%以上となり目標を達成しています。

16番の未利用地等の売却及び活用については、自主財源の確保の取組として、未利用の土地を売却します。これまでに入札広告した結果は、売却が1件、7件は応募がありませんでした。今後、年に2件程度の売却を進めていきたいと考えております。

17番の企業立地については、総合計画の中の政策に掲げられているもので、統計調査を基に目標値を設定し、企業セミナーや企業訪問等で企業立地を推進していきたいと考え

ております。平成24年度には、南郷地域に株式会社大地フーズほか企業3社が創業しております。

18番のその他広告収入について、町のホームページと広報紙で広告収入を得ています。平成23年度は、115万円の広告収入がありました。広報紙の掲載スペースが完売状態でおよそ140万円となるので、その金額を目標としております。平成24年度は目標を達成しておりますが、申込みの少ない町のホームページへの広告掲載について、今後、掲載の申込みを増やしていきたいと考えております。

引き続き、地方公営企業等の経営の安定化について御説明申し上げます。19番から22番までの水道、下水道、病院の経営の健全化、第3セクターの経営の改善の4項目についてです。

19番の水道事業は、財政計画を策定し、昨年度、料金改定の見直しについて議会の議決をいただいております。目標は、単年度収支の黒字化、100%以上を目指すものです。平成24年度の実績は94.3%となっております。本年度は料金改定の実施、利用者の利便性向上のためのコンビニ収納に取り組みます。

20番の病院事業は、改革プランを掲げ、医療体制の確保及び黒字化、100%以上を目指すものです。改革プランの中で、平成24年度は、単年度目標として98.5%を掲げ、将来的には100%を目指しております。平成24年度は、99.4%と黒字にはなっておりませんが、収支改善は図られております。

21番の下水道事業は、単式簿記で行っているため赤字にはなりません。目標としては、水洗化率の向上を掲げ、総合計画で掲げる公共下水道76%、農業集落排水事業73%を目標としております。東日本大震災の影響、ゆとりーと小牛田での新築、住宅の建替等に伴い、平成24年度時点で公共下水道事業76.3%、農業集落排水事業69%で、公共下水道事業については、改善されています。農業集落排水事業については、行革の計画期間5年間での目標設定73%には到達してはおりませんが、単年度ごとの目標は、毎年1%台の上昇を目標としており、67.3%から69%と改善しています。下水道事業に関しては、水洗化もそうですが、単式簿記から地方公営企業法適用に向けた取組として、今年度から平成28年度までの間に、資産評価、資産の洗出し、運営体制の検討、会計手法等について年度ごとに計画的に進めることとしております。

22番の第3セクターの経営改善については、産業振興課で担当している2社が南郷地域にあり、1社は、畜産振興の取組として「有限会社とんたろう」です。食肉の加工及び卸等を行っています。もう1社は、都市交流等の取組として「有限会社南郷ふれあい公社」です。宿泊施設、交流館の指定管理者であります。この2社が第3セクターとして町と関係があり、単年度の黒字化を目標に掲げております。2社とも平成24年度は黒字です。黒字を維持する取組として、イベント情報の提供及び団体利用に向けた情報共有等により支援し、黒字化を継続していきたいと考えております。事務局からの説明は、以上です。

**松本議長**：文字が小さくて見づらいですが、行革大綱に則って取組項目を一覧表にしたものです。前回、配布された資料3、第2次美里町行政改革大綱として配布している資料の中で、行革を3つの大きな枠で取りまとめたうちのひとつである財政運営の健全化の部分です。細かく8~22番まであり、量が多いですが、やはり、核心となる部分は、おのず

と限られてきます。今、事務局からの説明に対してこれがわからない、問題を提起したいという御質問及び御意見があれば、お話ししていただきたい。

○**忽那委員**：順番に行っていったらどうですか。

**松本議長**：項目の順番でという御意見が出ました。ほかに、違う意見等あったら聞かせていただきたい。

**松本議長**：町は、重点取組項目として二重丸の付いてある13、21番をこの取組の中での本丸と考えているのでしょうか。

**事務局（小野）**：財政健全化に向けた取組は、いろいろな取組及び手法があるかと思いますが、その中で、これまで取り組めてこなかった部分、13、21番をやらないと財政の健全化を推進できないと考えており、重点項目として位置付けているところです。

**松本議長**：重点項目ということで、まず、13、21番について議論し、後は、順番にやっていくという方向でよろしいでしょうか。そうなりますと、13番の重点項目ということで意見を出し合って協議していくということで、よろしいですね。

**松本議長**：それでは、税金等収納率改善システムについてですが、目標は、現年度分の徴収率98%ということですが、税金では町民税、固定資産税のほかに何がありますか。

**事務局（小野）**：都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税があります。

**松本議長**：固定資産税は、全域が網羅されていますが、都市計画税については、抜けている地区がありますよね。いろいろな収入がありますが何について、前年度98%に達成したということですか。

**事務局（小野）**：多くの収入科目がありますが、平成23年度において現年度分の徴収率が98%以上になっていない科目が15科目あります。その科目数を減らしていきたいというのが目標です。

**荒川委員**：税の徴収は現年度を主に徴収するのですか。滞納分はどのようなのですか。

**事務局（小野）**：滞納分は徴収対策課と担当課が一体となって、差押えや納税相談等を行っています。資料13-1のこれまでの取組欄にあるように、国保税を含んだ税の滞納繰越分の徴収率は、平成19年度、15.97%であったのが24.76%と改善しており、徴収体制の強化に取り組んできています。どうしても滞納分を収められない人から徴収するのは難しいですが、余力のある人に対して、これまでより一歩強く踏み込んで取り組んでいると考えます。

**事務局（佐々木課長）**：平成24年度まで徴収対策課で滞納繰越分の徴収に取り組んできました。担当課、税で言えば、税務課が現年度分の徴収を担当しています。滞納繰越分については、徴収対策課の設置により一定の成果が出てきました。しかし、現年度分の徴収率が悪いと、当然、滞納繰越分が増えます。上流と下流の関係なので下流でいくらがんばっても限界があるということで、上流である現年度分の徴収率を高めるということを目指し、基本的に現年度分を98%以上としています。徴収対策課、税務課、債権を所有している各課についても現年度分の徴収率を上げていこうと取り組んでいる最中です。ちょうど今も、町税及び債権収納向上対策本部の会議も開催されているところですが、税の債権だけではなく、私債権についての取組も進めていこうとしているところです。

**松本議長**：国税局のOBを講師に招いて研修等もやられていますね。

**荒川委員**：どうしても滞納分に力を入れると現年度分がまた滞納になるという、いたちごっこになるので、現年度分を先に集めた方が良いという形でやっているのですが、徴収対策課は、今、何人なのか。徴収に歩いているのは何人ですか。

**事務局（佐々木課長）**：今は、徴収には歩いていません。徴収対策課は、人数が5人、国税局で徴収部長をされた方を非常勤職員としてお招きし、徴収の基盤固めをしている最中です。

**小田嶋委員**：滞納をされている方は、どのような方、収入が低いから収められないのか、それとも故意に納めないのかどうなのですか。

**事務局（佐々木課長）**：正確な個々の数字は記憶しておりませんが、故意に納めないという方は多くはないと思います。収入が少ないという理由の方が多いいと思います。

**千葉委員**：98%未満の科目とした場合の科目の性質が分からない。また、金額ではなく件数にした理由は何か、例えば、1億円集めると金額表示の方が分かり易いと感じます。

**事務局（小野）**：科目件数は、例えば、町民税、国保税、固定資産税、介護保険料、下水道の負担金それぞれを一つの科目としています。金額ではなく件数にした理由は、科目によって金額の規模が違うことがあります。確かに、例えば、1億円を目標にという金額の方が、可視化しやすいし、県の滞納整理機構などは金額で掲げていますが、現年度分を金額で表すのは難しいため、徴収率で表したところです。

**事務局（佐々木課長）**：千葉委員さんがお話しされた金額は大切なことだと思います。金額については、調査中ということもあり記載しておりませんが、プラス金額というのが大切だと思います。

**千葉委員**：財政の健全化の視点からすれば、やはり金額ですよ。確かに、1件1,000円のものも、1件100,000円のものもあります。1件1,000円のをいくら回収しても、たいした金額にはならない。やはり、金額の方が目標としても分かり易いし、財政の健全化にも寄与するものと思います。

**事務局（佐々木課長）**：科目ごとの金額が大切ですね。

**松本議長**：延べ数は必要ないでしょうか。今は、税金の科目ごとに1件、2件としていますが、同じ家で固定資産税を払っているあるいは払っていないというのがあると思いますが、人数、世帯数の件数は必要ないでしょうか。どうですか。

**千葉委員**：それについては、各担当課では、しっかり把握し、対応していると思います。

**松本議長**：時効はあるかと思いますが、時効対策はどのようになっていますか。ちょっと、疑問に思ったものですから、着手しているのか。払わない者勝ちなんですか。

**事務局（佐々木課長）**：時効は税債権だと何の手続も行わなければ5年間で消滅しますが、私債権は時効の援用がありますからその場合、時効は成立しません。税債権は、5年間、何もしなければ時効が成立し、徴収できなくなる。差押えなどで時効を中断させることをやっています。対処できる手続はすべてとる。裁判所に申立てをし、支払督促をする。平成21年度から徴収対策課で実施しています。言い訳になりますが、相当数の件数がある、時間との戦いの中で十分な職員数も確保されていませんが、金額が大きい部分については、基本的に押さえているはずで。



**松本議長**：強制執行をかけるという話ですが、競売法が6年前に大幅に変わったので、動産にしる不動産にしる、3回流れると債権を徴収できませんでしょう。

**事務局（佐々木課長）**：競売に関しては、あまり深く存じ上げないので、会長さんの方がお詳しいでしょうから。

**松本議長**：競売に掛けておしまいという考え方では、ちょっと危険ではないか。払わない者が得をするのは良くない。国民の3大義務である納税は、払わなくてはならない。弱者をいじめるなという論調があって、最後の関である強制という部分が弱くなってきた帰来があります。一旦、競売に掛けて流れた後、きちんと徴収できているか。再度、競売にかけているか。現状を把握しているか疑問に感じたものです。

**小田嶋委員**：予算の町税の23億2,000万円、これは、未収入を見越したものなのかあるいは、確実に100%回収できるとして計上しているものなのか。

**事務局（小野）**：予算なので、すべて100%で計上してはおりません。

**事務局（佐々木課長）**：予算は、課税した金額を前年度の徴収率等を考慮して、計上した金額です。100%では計上しておりません。本来は、100%で計上したいのですが、予算では徴収率を考慮し、いくらか低く計上しています。収入に合わせて支出する。収支均衡の予算なので、もし、100円入ってくるところ90円しか入ってこなかったら支出を減額しなければなりません。そういうことをなるべく避けるために、入る方の金額を抑え目にすれば、支出も抑え目にできる。そのように、収支のバランスをとっているものです。最終的には、実際に入ったお金は、決算として表れます。

**松本議長**：徴収の方法等について、ほかに何か御質問はありますか。

**松田委員**：総数、1人で2つ3つ滞納しているケースもあると思うが、総数は把握できていますか。

**事務局（佐々木課長）**：資料としてお出ししていないですが、決算の都度、町としてまとめているものはあります。町で抱えている債権の数ですね。

**松本議長**：その辺も把握していないと予算化できないですよ。

**松本議長**：事務局、やはり、金額や件数が具体的に分からないとイメージできないですね。

**事務局（小野）**：今、課長が町税及び債権収納向上対策本部会議の資料を取りに行っている間に、手元にある資料で簡単に御説明します。平成23年度の実績です。件数は分かりませんが、町民税だと7億円を超える課税額に対して、徴収率は97.75%で収入額は7億円欠けるくらい、未納額は1,600万円です。軽自動車税では、課税額が5,500万円、徴収率は96.7%で収入額は5,330万円、未納額は170万円です。町民税は、全町民が対象となりますが、保育所、幼稚園だと特定の利用者が対象となり、保育所は収入に応じて、幼稚園は一定額の5,000円と科目によって納付対象者数及び額に違いがあります。科目としては、町民税、法人税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国保税の他に、後期高齢医療費、介護保険、町の土地の一時的な使用料、下水道の負担金及び使用料、水道の負担金及び使用料、病院の窓口の支払い、教育委員会の幼稚園の使用料、預かり保育料、給食費等30科目あり、収納状況を徴収対策課で取りまとめています。

**松本議長**：個人から徴収するのではなく企業から徴収する税金はありますか。

**事務局（小野）**：町民税の法人税、固定資産税は該当します。

**松本議長**：今、役場にある資料も見ましたが、資料はあるもののイメージがわからないというか。

**松田委員**：やはり、重点項目なので具体的に確認したい。

○**荒川委員**：平成24年度の税務課とかの決算資料は、まだ、取りまとめ中ですか。

**事務局（小野）**：平成24年度データは、現在、取りまとめ中です。

**松本議長**：平成25年度分の予算ベースはありますよね。また、どうしても、何億円なのか何百万円なのか金額が分からないと。

○**千葉委員**：あまり細かい話になると進まなくなるので、資料は次回までに出してもらおうとか、次回、会議の冒頭で説明してもらおうとしてはどうでしょうか。

**松本議長**：そうですね。次回までに資料を提出してください。それでは、次に進みます。

**忽那委員**：関連する学校教育に関わる取組で、小中学校での租税教育の実施6回というのは、本年度からの取組みですか。

**事務局（小野）**：この取組については、まだ、実施できておりません。これから教育委員会と実施するための協議を進め、中学校なら社会科の時間、小学校なら総合学習の中で15分とかで実施できないか進め方を協議しており、平成28年度までには各学校から時間をいただいて活動したいと考えております。

**忽那委員**：今年度から計画したものでですか。

**事務局（小野）**：今年度、今後、取り組もうと計画したものです。

**忽那委員**：子供たちもですが、ぜひ、親御さんにもね。

**事務局（小野）**：そうですね。PTAとか機会をいただければ。

**忽那委員**：ぜひ、実現していただければと思います。

○**荒川委員**：納税標語とかの募集は、もう、やっていないのですか。

**事務局（佐々木課長）**：今は、やっていないですね。

**松本議長**：それでは、重点項目21番の下水道事業の健全化ですね。

○**荒川委員**：将来的には地方公営企業法への移行を協議されているが、公共及び農集排の管路整備は、100%終わっているのですか。

**事務局（佐々木課長）**：農集排の本管の管路整備は終わっています。後は、接続だけですね。

○**荒川委員**：本管の整備が終わっていないと地方公営企業法適用に移行するのは、なかなか難しい可能性があるのではないですか。

**事務局（佐々木課長）**：無理やりではなく、できれば、公共も農集排もまとめて下水道として一つにまとめたいが、荒川委員さんからお話いただいたように、そう言ったハード面のことが障害になってくるなら、その部分を取り除き検討する必要がありますが、現在は、公共も農集排も一緒にした地方公営企業法の全部適用を予定し、進めています。また、全部適用でなく一部適用も可能であり、単式簿記ではなく、複式簿記での会計をとという考えで、なるべく早く取り組みたいと考えております。

**千葉委員**：今、課長さんからお答えをいただいたので良いのですが、今後、管路が老朽

化して、修理、ストックマネジメントが出てきますから、それをどうするかとした場合、早期に複式簿記を導入していかないと料金にも関わってくる話です。税金で穴埋めしていくことはできないでしょうから、必要な経費は料金に連動するとすれば、私は、早期に複式簿記にすることを提案します。

**松本議長**：複式簿記とは、いわゆる、P L、B Sですか。一般企業と同じものを使っているのですか。または、役所独自のものを使っていますか。

**事務局（佐々木課長）**：平成26年度から一般企業で使っているものと同じような会計スタイルになります。完全とは言いませんが、会計基準が変わります。千葉委員さんが言われたように、料金改定についても複式簿記でないと正確な数字が出てこないということです。

**松本議長**：明確にするには、P L、B Sが必要ということですね。ほかにございますか。

**佐々木委員**：一般家庭の普及率は、どれくらいですか。

**千葉委員**：資料に記載されている数字が水洗化率、企業も含めた数字ですよ。

**佐々木委員**：一緒になっているのでどのくらいなのかと思ひまして、ちょっと私も調べてみたのですが、普及率は県で77%、平成23年度、美里町は34%とあり、そんなに低いものかと思ったものですから。

**事務局（佐々木課長）**：水洗化率と普及率の定義が違うと思います。

**松本議長**：定義が違うんですか。かなり違いがありますね。

**佐々木委員**：一時、簡易式のトイレが流行ったが年間5万円くらいかかると言われた。水洗式の工事費の負担はたいへんだが、後は、微々たるものだと思います。水洗に切り替えた理由は、退職金が入ったこと、孫が水洗じゃないと嫌だということでした。下水は、高いという固定概念がありましたが、水洗にしたら高いかと思ったら、安いと感じました。

**松田委員**：月どれくらいですか。

**佐々木委員**：下水道料金は、確か2,500円から3,000円くらいです。

**事務局（小野）**：国土交通省の補助事業を活用して整備しているのが公共下水道、南郷地域、中埜地区のような農村部では、農林水産省の補助事業を活用して整備した農業集落排水になります。国の省庁の縦割りの違いで、どちらも家庭での水洗化には変わりはありません。最終処分等方法が違います。企業、一般家庭に関係なく水洗化で、水道使用量の何%くらいかが一緒に徴収されているはずで。

なお、南郷地域の集落から離れた場所、コスト的な視点等から、現在の国の基準で本管を整備できない地区、例えば、小島、鳥谷坂地区には合併浄化槽を設置することになります。また、小牛田地域の北浦地区等のように、まだ、下水道の整備が終わっていないところでは、その間、個人で浄化槽を設置いただいています。

**佐々木委員**：下水道を契約するときに、役場に払いますよね。

**松本議長**：それは負担金ですね。

**小田嶋委員**：水洗化可能地域と不可能地域とあるが、これに都市計画税は関係していませんか。

**事務局（小野）**：直接の関係はないと思います。南郷地域では都市計画区域は定めていないので国土交通省の公共下水道による整備が認められないので、農林水産省の補助事業で

行っています。都市計画区域かどうかであって、都市計画税と直接の関係ではないと思います。

**佐々木委員**：一般の人からすると、どうも、ややこしい感じがしますが、水洗化率を上げるためには、加入できない理由がそれぞれ違うんでしょうね。

**松本議長**：やはり、受益者負担金の納付もあるでしょうし、縦割り行政のため、同じ目的達成のために2つの制度がある。よって、水洗化率も違う数字が出てくる。何も分からない一般の方、お金を使う方からすれば困惑しますね。どのように分かり易く説明してきたのか、努力はされてきたんでしょうか。

**忽那委員**：公共と農集排があり、南郷地域が農集排、小牛田地域が公共下水ですか。

**事務局（佐々木課長）**：都市計画区域が公共下水、都市計画区域以外は農業集落排水事業による水洗化、そのほかに合併処理浄化槽があり、その3本立てです。

**忽那委員**：地域ごとに水洗の方法が違うということですね。

**事務局（佐々木課長）**：範囲が決まっています、例えば、南郷地域で言えば、鞍坪川の右岸と左岸で違います。左岸は、農業集落排水事業では工事ができない。やっても費用が掛かるので、合併処理浄化槽を設置してもらおう。美里町では、都市計画区域の公共下水道、農集排、個人設置の合併処理浄化槽と大きく分けると3つになります。

**忽那委員**：個人で負担する金額はありますか。

**荒川委員**：農業集落排水は、加入するときに21万円とか分担金を支払うと思います。ただし、公共下水道は面積によって負担金額が決まりますから、大きな敷地に公共下水道を引く場合は、相当な負担金が発生すると思います

**佐々木委員**：以前は指定業者だったが、今は、いろいろな業者がいますよね。

**事務局（佐々木課長）**：それは宅内の管工事の部分だと思う。なお、個人設置の合併処理浄化槽の整備には、5、7人槽と人槽ごとに町で一定の補助金を出しています。この制度ができる前は、全額自己負担だったこともあります。

**千葉委員**：今、ここで、公共か農集排を議論してもあれですから、問題は、なぜ、普及が進まないか。正直、お金が掛かるわけですね。管を繋ぐだけだとそうでもないですが、その先のお風呂や台所を直していかないといけない。結局、そこに百万単位のお金が掛かってしまう。そうすると、農村部は高齢者又は一人暮らし世帯の方が多い。今後のことを考えると、そんなにお金を掛けて、工事をしてもしようがないと思う人もいるでしょう。水洗化率を高めるためには、そういう方に町がどのような支援を行うのか。当然、町でも、財政的な問題がありますから、簡単にお金が出せない。そこを町がどう考えるかが、解決のポイントだと思います。

**事務局（佐々木課長）**：今は、改造資金を無利子で100万円貸しています。

**松本議長**：公共下水道が都市計画法であるとすれば、農業集落排水は、法律の網はないのでしょうか。

**事務局（佐々木課長）**：最終処分場が浄化槽に位置付けられるので、環境衛生に関する法律になるかと思えます。農業集落排水は、一つの大きな浄化槽と考えていただいて良いかと思えます。

**松本議長**：片方は都市計画法で大きな網に掛けられて、片方には法律の網さえないので

すか。

**事務局（佐々木課長）：**管理については、そうかもしれません。都市計画法のようなガチガチとした網があるかは分かりませんが、整備については、農水省の各種法律はあると思います。

**松本議長：**農集排の地域で水洗化するときは、都市計画担当課に行っても良いのですか。

**事務局（小野）：**下水道なので建設課で受けます。

**松本議長：**窓口は、一本化しており、公共も農集排も浄化槽も建設課ですね。

**清水委員：**水洗化の推進、下水道の整備ということですが、本管がなかなか整備されない。町全体でどの程度、整備が進捗しているのか。何年後には整備しますと言っているが、4、5年経っても進んでいない状況です。水洗化したい人はいるのに、工事が遅れているのではないですか。

**松本議長：**いつになったら、下水道に繋げるのかということですね。

**忽那委員：**本管工事が全部終わっていないということですか。

**事務局（小野）：**南郷地域は終わっていますが、小牛田地域はあと何十年とかかります。

**清水委員：**測量のポールはたっているのを確認したが、いつ通るのですか。

**松本議長：**都市計画税を払っているのに、素朴な疑問というか、不公平感が出てきますよね。避けて通れない、切実な問題ですね。

**佐々木委員：**取組方針は出ていますが、整備に要する期間、また、地方公営企業法への移行に向けた具体的な取組事項を、明らかにして欲しい。

**松本議長：**そうですね。あと、地域名とかが分かるといいでしょうかね。

**小田嶋委員：**美里町のキャッチフレーズである「人つどい、共に築く幸せと豊かさを実感できるまち」に沿ったもの、ただし、財政の健全化という表題に沿った話となると少し進めようがあるのかと思います。

**松本議長：**サービスについては聞いたが、財政運営について考えると未代までやっていけないといけないし、設備は老朽化するだろうし、整備してないところは続けていかなくてならないから、財政的な視点の計画が必要ですね。

**小田嶋委員：**財政の健全化というのは、財政を多くしよう収入を多くしようということですか。

**事務局（佐々木課長）：**収入を多くして、支出を減らすというのが基本です。

**小田嶋委員：**であるならば、そのような点から議論していければ良いのかと思います。

**松田委員：**我が家に接する道路には、農集排の下水道管が整備されており、5軒ある内の4軒に公共マスが設置されています。その4軒のうち2軒は農集排に接続していますが、ほかの2軒は接続しないで従来のくみ取りのままです。せっかく、下水設備が整備されているにも関わらず、使用率は50%です。下水道に接続しないくみ取りの家の生活排水は、当然、堀に垂れ流しとなります。我が家は、農集排が整備された当時、空き家になっていたこともあり、公共マスが所定の位置に設置されていませんでした。家を建て直す時に、下水道に接続するために公共マスの設置を役場に依頼したところ公共マスは自己負担で設置し、接続せよ、とのことでした。また、受益者負担金もあり費用が多額になるので、合併処理浄化槽の設置を勧められました。既に、新しい家ができ上がり日時が迫っており、

結局、下水道への接続が叶わないので、合併処理浄化槽にせざるを得ませんでした。

**松本議長**：現実には、ここで言っていることと違うということですか。

**松田委員**：下水道が整備されて、公共マスが設置されていても、それを使わない人が結構います。

**松本議長**：本通りに本管が埋設してあって、各宅地内に引き込みした公共マスがあり、ここまでは町で行う。それを使う人は、受益者負担金を払って繋ぎ、使用する際の使用料は別途、掛かる。公共マスまで整備しても使用しない人がいるが、一方では、整備をしてくれることを待っている人もいる。設備に投資しても使用しない人がいるから収益が上がらないんですね。

**松田委員**：町では、公共マスを新たに設置すると費用が掛かるし、また、整備事業としての工事は既に終了しているので、新たに公共マスを設置することはできないのではないかと思います。そのため、個人負担となるのかもしれませんが、だから、公共マスがない所や下水道が整備されていない地域には、合併処理浄化槽を進めていると思います。もちろん、自己負担で農集排に接続して使用することはできます。

**松本議長**：業者の方から、1世帯当たり40万～50万円掛かるという話を聞いたことがあります。

**松田委員**：新築又は増築の際、下水道管に接続しない場合は、必ず5人槽か7人槽の合併処理浄化槽の設置を義務付けること。でなければ、建てることも使用することも許可しないことです。環境のことを考えれば、その時こそ下水処理を改善する絶好の好機です。

**荒川委員**：公共下水道も農集排も一般財源を投入して施設を整備しています。ところが、水洗の利用者が少ないため収益が上がらない。そのために、水洗化を推進している。一生懸命がんばって普及活動をやってもうしかない。複式簿記だと、とんでもない話になる。設備投資しても水洗にしてもらえないと、その分、加入している人の料金がバンバン上がっていくことになります。

**松田委員**：そうすると、合併浄化槽が良くなる。

**松本議長**：核心に迫ってきて、課題も明らかになってきたと思いますが、では、どうするかですね。

○**忽那委員**：南郷地域だと本管整備が終わっているが、下水道への接続が少ない。あれだけ投資したのにという話を聞いたことがあります。

**千葉委員**：無いものは無いと言われてしまう。前に言ったとおり、町として何らかの支援、補助金とかの工夫が必要になる。

**事務局（佐々木課長）**：住宅改造資金を無利子で100万円融資する制度があります。

○**忽那委員**：無利子なのは良いですが、100万円借りたら100万円払わないといけない。

○**佐々木委員**：次回までに計画をみせてもらいたい。

**荒川委員**：農集排では実施する際に、住民は3年以内に着手、又は、5年以内に設置するという同意書に、はんこを押していると思いますが、実際は接続できていない。前の話では、何の制約もないという話だったが、農集排は、土地改良法で規定している。何年以内にやってくださいと規定しているはずですが、5年くらいで行うということで、住民も納

得されていると思う。

**松本議長**：土地改良法に、罰則規定はありますか。

**荒川委員**：無いですね。

**千葉委員**：税金でさえ徴収できない時代です。下水道に繋ぐために100万円払うのは難しい。何かインセンティブが必要だということ。

**松本議長**：受益者負担金も、大きいですね。

○**忽那委員**：町営住宅に住んでいるが、汲み取りを頼んでも前は2、3日要していたのに、今は、すぐに来てくれるようになった。対応が早くなった分、下水道が進んでいると実感しています。

○**佐々木委員**：ここ5年が勝負だと思います。団塊の世代が退職して退職金があるうちが勝負だと思います。財政の健全化と言っても、住民の目線からすると退職金も無い人が、1年間、国保税から住民税等を払うのは大変なことだと思います。納税者の立場から言えば、大切な税金が本当に大切に使われているのか。退職金が無く年金も無い年齢では、その1年が死活問題。ただ、制度改正で65歳まで本人が希望すれば働くことができるようにはなるようですが。また、相談窓口が必要です。あそこまでやれとは言わないですが、どこかの自治体で火を付けられましたね。

**松本議長**：新たな問題が分かったので、精査して取組を見直してほしい。

○**荒川委員**：参考までに融資件数も知りたい。

**松本議長**：それでは、順番に行くと8番の中期収支見込、財政健全化計画の策定及び公表、財政健全化計画の見直しですが。

○**忽那委員**：時間も無くなってきたので、順番どおりではなく、気になる項目について意見を出していただいた方が良いのではないのでしょうか。

**松本議長**：順番にとしていましたが、それでは、気になる取組は何かありますか。

○**佐々木委員**：22番の第3セクターは、「とんたろう」と「ふれあい公社」の2社だけですか。

**事務局（小野）**：出資団体はほかにもありますが、第3セクターは2社のみです。お話しに出ている花野果市場については、設置に関わりはありますが、第3セクターではありません。

**事務局（佐々木課長）**：花野果市場の運営は、民間企業です。

○**佐々木委員**：2社とも黒字ですか。儲かっているのであれば結構だと思います。

**事務局（小野）**：黒字ですが、儲かっていると言えるかは。

**松田委員**：2社に出資した金額はいくらか。毎月援助しているのですか。

**事務局（小野）**：毎月の援助はありません。出資金額の資料は今、手元にありませんが、有限会社南郷ふれあい公社は、南郷庁舎近くのログハウス、通称「土田畑村」の宿泊施設の指定管理者になっており、それが主な事業である。

**事務局（佐々木課長）**：指定管理料は年間、約400万円ぐらいですね。

**松本議長**：施設は貸しているのですか。

**事務局（小野）**：施設自体は町の物で、南郷町時代に建設したものです。

**忽那委員**：貸し与えではなく指定管理ですよ。

**事務局（小野）：**そうです。地区の公民館と同じ扱いで指定管理者です。ログハウス1棟いくらなど施設の貸出しと管理運営を行っています。また、とんたろうは、町で出資のみで、直接的に経営に関わってはいません。儲かっているというよりも、経営努力により、ようやく黒字になってきたところです。養豚の経営が下火になった際に、畜産振興の取組の一つとして地元企業設立に関わり支援してきたのだと思います。

**松田委員：**要は、株主だということですね。

**松本議長：**この2社は、優等生として挙げているわけですか。

**事務局（小野）：**第3セクターとしては、この2社以外ありません。

**小田嶋委員：**結の郷は、どうなんですか。

**事務局（小野）：**結の郷は、町が協力してJAさんが運営したと記憶しています。

**忽那委員：**現在は、空いているんですか。

**事務局（高橋補佐）：**町の施設で貸出しします。いろいろな問合せはあるようですが、家畜市場の隣にあるので、やはり、関連する企業に来てもらいたいと考えているようで、以前、介護関連の業者さんから問い合わせをいただいた際も、そのことについて検討する会議で、農業振興に寄与する業者さんに来ていただきたいと町として考えたようです。

**松本議長：**どうですかね。町は財政的に疲弊していると思いますが、貸す相手を絞り切り、毎年、資産価値は下がる。非常に排他的にも受け取れますが、どうですか皆さん。

**忽那委員：**町長だけが決めているのであれば別でしょうが、審議会等で決定しているのであれば何とも難しいのではないのでしょうか。

**佐々木委員：**20番の南郷病院ですが、美里町の緊急体制を高く評価しています。自宅で心肺停止により92歳の親を緊急搬送するのに連絡網が素晴らしかった。病院へ行ったら情報がきちんと伝わっていて、カルテを持った看護師さんが病院転送にも対応していただいた。個人的には感謝していますし、委員としても、そのような病院が身近にあることを高く評価しています。ぜひ、コメント欄に記載していただきたい。

**忽那委員：**南郷病院は、MRIとか設備も整っていると思います。人間ドックも実施しており、医師数等から人間ドックの受入れを制限しているようですが、もっと受け入れると良いのではないのでしょうか。

**清水委員：**初期の救急医療の設備はどうなっているか聞いたかったんですね。緊急搬送して診てもらえるのか、医師の体制はどうなっているか。設備は充実しているという話でしたが、どうしても、患者は医師に付くと言われていました。非常勤医師が多いようです。救急は、設備と医師等の体制が大切です。常勤医であれば、いつでも診てもらえますが、非常勤医で対応できるのか。どこの病院も看護師、医師の確保が難しく病院経営の問題になっています。常勤医だといつでも対応できる安心感があります。

**松本議長：**いざという時の体制が本当に十分に確保されているかということですね。

**忽那委員：**確かに、常勤医が少なく、数か月や1年単位で若い医師が大学病院から来て、期間が終われば医師が変わる。1週間のうち、指定された曜日勤務で、週に1回しか来ない医師もいると思う。

**小田嶋委員：**東北大に依頼している訳ですよ。カルテを見れば他の医師でも分かるのだろうけど、この問題は、大崎の市民病院でも同じ。長い目で見て、町立病院で跡継ぎに



なる医師を育てるようなことができないでしょうかね。

**忽那委員**：医師会との絡みがあり、町の意向だけでは医師を決められないと聞いたことがあります。

**松田委員**：13番の徴収の件で、ちょっと気になっていましたが、徴収と同時に滞納者に対する心遣いというのにも必要。財政健全化も分かるが、そういうことも加味していただきたい。21番の下水道の件ですが、繋がらないで合併浄化槽を設置しているなら良いですが、そうでない場合は、台所の排水や洗濯の排水をそのまま側溝に流しています。それをどう考えているのか。新築の際に、合併浄化層を設置しないと許可しないくらいにしてほしい。

**松本議長**：13番の話が出ましたが、窓口での対応ならまだ良いですが、徴収に行く場合、職員の顔が分かるため逆恨みされる場合がある。その職員のケアは、どうなっているのか。身の危険を感じると思います。職員のケアをしないと取組が長続きしないですね。

**松田委員**：合併処理浄化槽を設置するのを義務付けたらどうですか。

**松本議長**：新築の際には義務付けが法制化されていると思いますが、やはり、設置を逃れる人がいるんですね。受益者負担金に関しては、都市計画法で定められており、これまでの判例として、地権者が裁判で負けています。美里町としてそこまでの覚悟があるのか。受益者負担金を払って真面目に使っている方がバカをみることにならないようにしなければならぬ。今後の課題もだいぶ出たかと思います。

**事務局（佐々木課長）**：第3セクターへの出資額の報告です。南郷ふれあい公社への指定管理料は平成23年度で380万円、出資金額は1,200万円、とんたろうへの出資金額は320万円です。

**佐々木委員**：40番の住民ニーズの迅速な対応についてですが。

**松本議長**：その取組は時間があつた場合、議論するとしておりましたので、次回に議論したいと思います。

**佐々木委員**：分かりました。やはり、行政からの提案に応えるためにも、事前に勉強していないとついていけない内容があるので、ぜひ、検討して来ていただきたい。

**松田委員**：以前、進捗管理の取組について話がありましたが、言葉で聞いただけでは分からないので、管理する方法等を文書で出してもらえないですか。

**佐々木委員**：その話は、事前に会長さんと相談したわけではなく、唐突に話が出たものです。

**松本議長**：佐々木委員さんのこれまでの発言から、その意向を考慮したつもりで、知識や経験をお借りしたいという私の考えで、提案させていただいたものです。

○**忽那委員**：18番の広告収入について、広告掲載について知らない人も多いと思います。

**松田委員**：町のホームページに掲載していますよね。

**事務局（小野）**：新たな分野への営業活動という取組はできていません。現在、広報紙への広告掲載は、好評をいただいております。

**小田嶋委員**：町のホームページへのアクセス数はどうですか。

**事務局（小野）**：平成24年度は、10万4千人程度です。

**松田委員**：訪問者ということは、実質的には、10分の1程度ではないでしょうか。

- 忽那委員：訪問者ということは、同じ人が多いんでしょうね。
- 小田嶋委員：みんなの予算ですが、6月に発行されているが収入が100億5,000万円、平成24年12月策定の第2次財政健全化計画では、99億3,500万円と半年でだいぶ金額に開きがあるが、なぜですか。
- 事務局（佐々木課長）：震災復興に関する補助金が出てきたためと考えます。
- 小田嶋委員：半年の間に、これほどまでの金額差が出たのでしょうか。収入が増えたから支出が増えたのですか。
- 事務局（佐々木課長）：収入を確保できたから事業を実施、収入を考えての支出になります。半年間で震災復旧復興などの国の補助金が具体化し、平成24年度の12月段階では見込めなかった部分だと思います。新年になってはつきりします。国の地方財政計画や経済対策が出てきた時には、すでに年が明けています。それに基づいて予算編成をするため、昨年の12月よりも数値的には確実性をもった数字が出てくると思います。
- 松本議長：ほかにもいろいろと意見があるとも思いますが、今回できなかったことは、また次回、議論することとします。
- 松本議長：次回は、9月25日、水曜日でしょうか。
- 松本議長：では、次回は、9月25日、水曜日とします。以上をもって、会議を終わらせていただきます。本日は、たいへん、ありがとうございました。

上記、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成25年 9月25日

会 長	<u>松本 啓</u>
副会長	<u>松田 政博</u>
委 員	<u>忽那 香菜子</u>
委 員	<u>佐々木 敬子</u>
委 員	<u>小田嶋 稔</u>
委 員	<u>荒川 繁</u>
委 員	<u>千葉 敬記</u>
委 員	<u>清水 五郎</u>